

先生各位

## 保険注釈の一部訂正について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、厚生労働省より通知された「事務連絡」(平成 20 年 5 月 30 日付)において、「平成 20 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」にて、保険注釈に訂正がございましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

### 《 訂正内容 》

対象保険 収載区分	正	誤
D016-5 (290点)	「5」のリンパ球幼若化検査(一連につき)は、Con-A 又は、PHA 又は薬疹の被疑医薬品によるものである。なお、薬疹について実施する場合においても算定できる。	「5」のリンパ球幼若化検査(一連につき)は、Con-A 又は PHA によるものである。なお、薬疹について実施する場合においても算定できる。